

■ 地域包括支援センターの機能強化

1 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターについては、高齢者等が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう支援するため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職種を配置しており、これらの専門職員の連携により、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する機関として重要な役割を担っています。

本市においては、これまで、高齢者人口の増加とともに増え続ける業務量を勘案し、地域包括支援センターの職員配置基準を見直し、体制強化に取り組んできましたが、地域包括ケアシステムの構築へ向けた中核機関として、さらに体制を強化していく必要があります。

こうした中、第6期計画においては、平成27年度からの日常生活圏域の見直し（現行の6圏域から10圏域へ）を踏まえて、地域包括支援センターの設置数を、平成28年度以降は、現在の6か所から各圏域に1か所ずつ合計10か所（面積が広大な東部地区においては、現在同様ブランチも1か所）に増設することにより、各センターの規模の均一化を図り、これまで以上に効率的かつ地域の高齢者等に対するきめ細かな対応と適切な支援が提供できるように体制を強化します。

なお、平成28年度以降の地域包括支援センターの運営法人の選定については、平成27年度中に公募により行うこととします。

2 地域包括支援センターの評価と支援体制

平成25年度から地域包括支援センターの事業評価に試行的に取り組んでいますが、平成27年度からは本格実施するとともに、その評価を基に本市が地域包括支援センターのみならず、運営法人と情報を共有し、必要な改善について協議、指導を行うほか、地域包括支援センター運営協議会の意見を反映させながら、地域包括支援センターごとの質を平準化し、かつ質の向上を目指します。

また、高齢者虐待の増加や困難事例への対応など、地域包括支援センターが対応するケースが複雑・多様化する中で、市職員がセンター職員と情報を共有し支援が行えるよう、市直営の相談窓口保健師や社会福祉士といった専門職を配置し、協働により課題解決を図っているほか、市が定例的な協議の場を設けるとともに、地域包括支援センターが開催する会議や専門職による部会に積極的に参加し、意見交換や助言を行うなど、地域包括支援センターに対する支援を行っており、引き続き支援を継続していきます。

3 地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターが、誰のために、何をするとところなのか、その役割を明確にするため、平成25年12月から「高齢者あんしん相談窓口」をサブネームとして設定し、地域住民への周知を図ってきました。今後も、地域の身近な相談先として機能していけるよう、引き続き、地域住民への周知に努めます。

4 地域ケア会議の推進

(前回委員会で提示済み)